

主な国保連請求エラーと確認ポイントについて

介護給付費・訓練等給付費の報酬請求時によくあるエラーをご紹介しますので、請求事務の参考としてください。

サービス種類	エラー原因	確認ポイント
各サービス 共通	受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の支給決定情報が登録されていません。	受給者番号が正しいか確認してください。特に、障害児から障害者への移行している場合は受給者番号が変わっているか確認が必要です。
各サービス 共通	請求情報の利用者負担上限月額が受給者台帳の「利用者負担上限月額」と一致していません。	受給者証で利用者負担上限月額を確認してください。例年7月に利用者負担額が更新されるケースが多いためご注意ください。
居宅介護 生活介護 就労継続支援 ほか	他のサービスと実績記録票のサービス提供時間が重複しています。	実績記録票の日時が正しいか確認してください。(就労継続支援等で在宅支援を行っている場合に実績時間が重複するケースが見受けられます。)
共同生活援助	事業所台帳の「共同生活援助夜間支援等体制加算対象利用者数」に登録されている人数を超えた請求となっています。	夜間支援等体制加算対象利用者数は、その月の実利用者数ではなく、加算届出している対象者数です。
共同生活援助	共同生活援助サービスにおける請求明細書の基本報酬の「回数」の合計が実績記録票の明細の合計を超えています。	外泊の場合で、朝(午前中)のみホームにいる日、夕方からホームにいる日等は、実績記録票の備考欄にその旨記載してください。
計画相談	行動障害支援体制加算、精神障害者支援体制加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています。	行動障害支援体制加算、精神障害者支援体制加算は、加算のみの請求は、できません。
短期入所	同じ日付に他のサービスの提供実績が存在しています。	利用者が同日に日中活動系サービスを利用している場合、短期入所のみ利用の場合と請求コードが異なります。請求前にご確認ください。

障害福祉サービス費は、令和6年度に報酬改定の予定です。

厚生労働省のHP等で随時情報を収集し、改正内容の把握をお願いします。

(令和5年9月 障害者福祉課作成)